

# 地主制下庄内単作地帯の 農業構造について

田 崎 宣 義

本稿では、地主制下庄内単作地帯の農業構造を特に理論的側面に力点を置きながら整理することを目的とする。したがって理論的実証的にさらに検討すべき論点が残ることを断わっておかねばならない。

## I. 研究史の論争的整理

山形県庄内地方の水稲単作地帯は農家1戸当の平均耕作規模が著大であり、耕作規模(=経営規模)<sup>(3)</sup>が3町歩をこえる農業経営が平坦部<sup>(2)</sup>32町村の平均で全農家経営の約25%<sup>(5)</sup>を占め、しかもこの経営規模3町歩以上の農家が概ね農業雇用労働力を雇用していたことが既に知られている<sup>(8)</sup>。

戦後の研究史は、分析視角を支える問題意識にそれぞれの違いがあるとしても、論点の中心部分はこの経営規模3町歩を越えるいわゆる大規模経営の性格規定にあったといえるであろう。その論争の一方の代表的見解であり、庄内農業構造の戦後における研究史の出発点にあたる埜氏の議論から検討しよう<sup>(9)</sup>。

氏はこの大規模経営層を「富農層——雇傭労働なしにはやれない農民経営<sup>(13)</sup>——」と規定し、「日本の『自作農』は、旧地主制の重庄が除去された現在では、ブルジョアの分解をとげるほかはなく、すでにそれは富農層の形成として始まっている<sup>(14)</sup>」とし、「富農層」が存在し、しかも農民層のブルジョアの分解=両極分解がすすみ「農地改革のプラスの影響を最も強く受けて、農業が上昇していると考えられる<sup>(15)</sup>」庄内地方において来たるべき日本農業の姿を明らかにしようとしたのである。農地改革以降をこう扱った氏は戦前段階、とりわけ大正14年以降をいわば「富農層」形成の前史と位置づけ、庄内平坦部を「河北中心部」と「赤川区」の「二つの特徴的な基本地帯」に区分する「二つの農業段

(17) 階」論を展開する。議論の特徴的内容は、大規模経営を地主・自作的なもの<sup>(18)</sup>と「小作的大経営」とに区分し、地主制により経営規模拡大→資本家的経営化の道<sup>(19)</sup>を阻まれていた「小作的大経営」を農地改革後の「富農層」に連なる直接的系譜上の前提として設定したことである。

この埴氏の「小作的大経営」論に事実認識の点から反論したのが岸英次氏<sup>(20)</sup>である。氏は戦中期の農業構造の変化を強調<sup>(21)</sup>し、埴氏により「農地改革直前に確認された大規模経営は、……多分に戦争を契期として変質されたもの<sup>(22)</sup>」であり、「地主兼自作、自作の主力を含み自作上層を中心とした自作の大規模経営が主要形態<sup>(23)</sup>をなす」とし、また埴氏のいう「小作的大経営」が「豪農経営あるいは自作大規模経営とは、別種の新しい前進的な、企業家的な、大規模経営<sup>(24)</sup>である」という認識に疑問を投じ、むしろ「それらは旧型富農の特徴である豊富な人間労働を基盤とした、単なる小経営の積みあが的性格を強く示している<sup>(25)</sup>」と反論した。

その後、埴氏に対して岸氏が反論に使用した資料に関する批判<sup>(26)</sup>と、埴氏が「二つの農業段階」論展開の根拠とした統計に関する批判<sup>(27)</sup>が大場氏から出され、結局論議はふりだしに戻った観を呈するのである。

## II. 庄内農業構造の概観

現段階においては第一に大規模経営の実態的な担い手の階層構成、第二にその経営の性格の検討、第三に雇傭労働の性格<sup>(28)</sup>をどう規定するかという問題が残ることになる。以下ではこの論点について整理を加えてゆこう。

第一の論点では、これをめぐる事実の確定を困難にしている原因は既刊の統計書における統計が経営規模と階層別との相関を知りえるようになっていないためであるから、ここでは個別分析の結果を集積する方法でこの問題を検討したいが、検討に入るまえに庄内平坦部では自作農の比重がかなり低いことを指摘しておく必要がある。これまでの研究成果によると、庄内平坦部<sup>(29)</sup>でのいわゆる自作農の具体的な存在形態は地主兼自作か農耕だけでは自立しえない規模の零細経営であっていわゆる純自作農はみられず、しかもこの自作農の比重が低

地主制下庄内単作地帯の農業構造について

いのである。たとえば昭和9年の自作農の比重が全国平均で約31<sup>(30)</sup>であるが、庄内3郡全体の平均23.5<sup>(31)</sup>％、庄内平坦32町村ではさらに低く14.4<sup>(32)</sup>％である。平坦部の郡別平均にはかなりの差違があるが、それでも最大の飽海郡平坦部10町村でさえ20<sup>(33)</sup>％弱であって自作農の比率が低いことは明らかである。このことを踏まえて、第1表の検討に入ることにしよう。

第1表 経営規模別階層別表

郡	町 村	大 字	年次	経営規模 3町以上			経営規模 3町未満			注番号
				自作	自小作	小作	自作	自小作	小作	
飽 海	北平田	(全村)	昭12	30	61	21	9	28	177	(3)
"	中平田	中野新田	昭17	2	8	—	1	4	13	(4)
東田川	東 郷	天神堂	昭5	3	8	1	1	7	17	(5)
"	"	尾 花	"	—	4	2	—	2	19	(5)
"	広 野	広野新田	昭16	4	4	—	—	15	11	(6)
"	新 堀	板 戸	昭1	2	11	4	1	4	19	(7)
"	"	"	昭11	2	9	3	3	7	22	(7)
"	泉	町 屋	昭14	1	7	—	2	10	20	(8)(9)(10)
"	"	川 行	"	—	2	—	5	7	6	(8)(9)(10)
"	"	野 田	"	1	6	—	—	5	4	(8)(9)(10)
西田川	大 泉	(全村)	昭9	7	129	29	8	66	159	(10)(11)
"	大 山	(全町)	昭13	8	86	19	18	66	94	(12)

注

- (1) 表中単位は戸。一印は該当なし。
- (2) 年次欄の「昭」は昭和の意。
- (3) 五十嵐憲蔵「稲作技術体系の発展過程に関する実証的研究」、『農業技術研究所報告』, H(経営土地利用)第26号, 昭和36年, 63頁による。
- (4) 安孫子麟「水稻単作地帯における経営規模別階層の分化」、『東北大学農学研究所彙報』, 第15巻第1号, 昭和38年, 71頁による。
- (5) 東京帝国大学農学部農政学研究室『庄内田所の農業, 農村及び生活』, 岩波書店, 昭和11年, 46頁による。
- (6) 農民教育協会『庄内地帯における農民の諸結合形態に関する考察——山形県広野村における農民の諸組織形態の研究——』, 農民教育協会, 昭和32年, 12—13頁による。
- (7) 内藤雅夫「戦前における農民分解について——庄内地方の事例による——」,

『宇都宮大学学術報告』, 第5巻第2号, 昭和38年, 22頁による。

- (8) 大場正巳「昭和14年 東北地方における『農業労働力調査』『土地に関する調査』 (1) 山形県東田川郡泉村」, 『農業総合研究所積雪地方支所研究資料』, 第32号, 昭和43年, により集計。
- (9) 泉村は平坦部から山間部にかけて展開する村であるので, ここでは平坦部に位置する大字からえらんだものである。
- (10) 戸数はすべて水田における階層と水田耕作規模によって集計したものである。したがって畑は含まれていない。
- (11) 旧大泉村役場資料により集計。
- (12) 斉藤正一・佐藤誠朗『大山町史』, 大山町史刊行委員会, 昭和44年, 1053頁による。

第1表は数値がやや昭和恐慌以降にたかよっているが, まず全体として自作の比率が低く, しかもそれが北平田の事例を別にすれば, 経営規模3町以上にも未滿にも比較的均等に分布していることが判る。第二に, 小作層は明らかに3町未滿に偏奇しており, 小作層が零細経営の傾向を持つことをしめしている。第三に, 自小作層は全村, 全町をとった場合には3町以上に偏在する傾向をみせ, 大字単位でもほぼ同様の傾向をみせている。第四に, より一般的な指標となりうる全村, 全町についてみると, 3町以上経営層の中心的な担い手は(34)自小作層であるといえる。したがって, 大規模経営層は小作および(34)〈自小作〉から構成される「小作的大経営」(35)を中心にしていたのか, あるいは自作および(34)〈自小作〉から構成される「自作的大経営」(36)を中心にしていたのかという議論は, 自作および小作の以上の諸特徴からいえば, いずれも現実を正確に反映したものだといえない。むしろ大規模経営の中心的担い手は自小作層であったとすべきである。

次に第二の問題の検討に入ろう。ここでは問題をさらに3つに分ち, ア) 大規模を中心的に担う自小作層が主に〈自小作〉であるか〈小自作〉であるかという構成上の問題, イ) 庄内単作地帯の生産力構成と農民諸階層との関係, ウ) 大規模経営層を含む農民層と地主制との関連, つまり生産関係の検討, の順に論をすすめる。

ア) の問題は, 一方で同じ大規模経営のうち〈自小作〉と〈小自作〉とが経

營的にどれほど異なるかという質的問題と、他方でどちらが多いかという量的問題とに区分できるが、主要な論点はむしろ前者にある。

前者については、中島常雄氏<sup>(37)</sup>が明治中期において検討し、小作的大經營も含めて、それらが決して「ブルジョア的な借地農の萌芽<sup>(38)</sup>」ではなかったのではないかと、一經營の事例を分析して結論している。研究史的にみて、この論点はそれ以上進められていない。しかし埴氏のいう「小作的大經營」が「自作的大經營」と異なる「別種の新しい前進的な、企業家的な<sup>(39)</sup>」經營であるという事実ではなく、むしろ〈自小作〉よりは〈自小作〉の方が經營的には前進的であったとする分析<sup>(40)</sup>があることからみても、氏の立論は根拠が薄弱であるとせざるをえない。

後者については、西田川郡大泉村<sup>(41)</sup>2大字の農民經營の分布を昭和9年で示した第1図<sup>(42)</sup>（後掲）をみれば明らかなように、確かに〈自小作〉は〈自小作〉より量的には多いが、しかし小作田依存率50%を示す中央の線で大規模經營層を2分することが有効とはいえぬことが明らかである。

イ)の論点についてはいくつかの研究が生産力の中心的担い手は自小作であることを明らかにしている<sup>(43)</sup>ので改めて論証しないが、第2表を掲げておく。

第2表 階層別水田耕作面積

A. 昭和9年大泉村

耕作階層	水田面積	比率
自作	反 414.5	% 3.8
自小作	7298.5	67.7
小作	3060.2	28.4
計	10773.2	99.9

B. 大正11年大泉村

耕作階層	水田面積	比率
自作	町 105.0	% 9.5
自小作	677.5	61.4
小作	321.0	29.1
計	1103.5	100.0

注

(1) A表の階層はそれぞれ水田についてのもので、通常の自作、自小作、小作ではない。

ウ)の論点については、大泉村大字矢馳の250町歩地主木村九兵衛家<sup>(44)</sup>につい

での検討から始めよう。

木村家の小作人は木村家の居村である矢馳で昭和9年には16人であるが、この16戸のうち水田耕作規模の不明な2戸を除く14戸の水田平均耕作面積は48.0反歩<sup>(45)</sup>であって、矢馳の平均規模31.7反をはるかに上廻るのである。その内訳も、3町1反を耕作する小作と4町6反余を耕作する自作を除く3町以上耕作経営のすべてに耕地を貸し付ける一方で、1町5反未満の小作経営には全く耕地を貸し付けておらず、貸付け耕地を持つ経営のほとんどに耕地を貸しつけているのである。ここには大規模経営——後掲第1図にみるようにそのうちの上層は貸付け耕地を所有している——を完全に掌握している大地主のあり方が明瞭にあらわれており、しかも零細経営——そのほとんどは小作である——には耕地を貸し付けていない。

つまり、水田単作地帯で最も重要な生産手段である水田の所有と耕作の関係は、生産力構成の中心的担い手である自小作大経営を地主・小作関係を媒介にして編成し、それによって生産力を掌握する地主層のあり方を浮き彫りにするのである。このことを大泉村全体についてみれば、貸付けられている水田総面積337町余の76.5%がわずかに12戸の地主=自作によって所有され、19.9%が195戸の自小作によって所有されていることにも確認できる。

そこで第三の論点である雇傭労働の性格の検討にすすもう。これまで明らかにされているのは、第一に水田3町歩以上の耕作は家族労働のみでは一般にまかないきれぬ<sup>(46)</sup>ということ、第二に水田1町未満では水田耕作のみで経営が成り立たず兼業をもつこと<sup>(47)</sup>である。これを階層構成とあわせれば、零細規模の小作経営<sup>(48)</sup>と大規模の自小作あるいは自作経営の間に賃労働関係の成立することが一般的に図式化できる。

この賃労働の性格規定は既に議論の多い点であるが、ここでは農業賃労働者の労働条件を問題にするのではなく、賃労働者を取りまく社会的関係から問題を立てる。<sup>(49)</sup><sup>(50)</sup>

つまりこれまでの検討から、庄内単作地帯ではわけても自小作の大規模経営が生産力構成の中心的担い手として位置づけられ、その大規模経営を寄生地

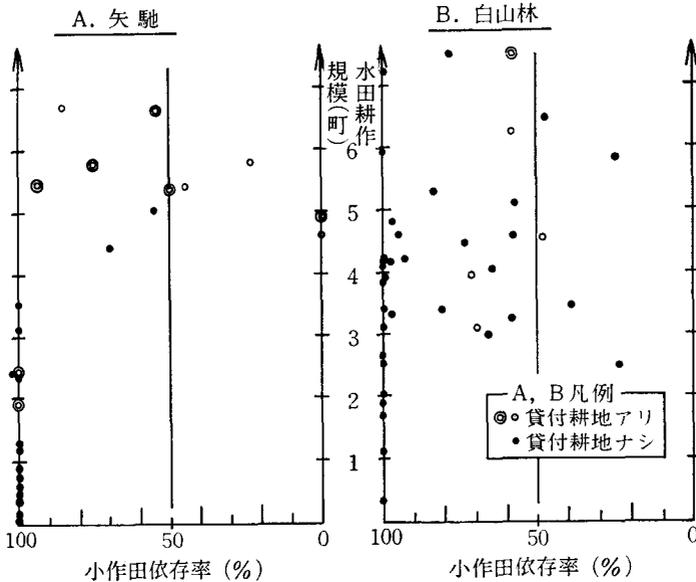
主が掌握し編成することによって地主制の生産力掌握がなされていたが、その大規模経営が生産力構成の中心的担い手としてその位置を保持するには零細小作経営からの余剰労働力が賃労働として供給されることが不可欠であり、また現におこなわれていた<sup>(51)</sup>といえる。この労働力の確保がこの地域の地主的構造に必須の要件であることは明らかである。以下では第1図で2大字のみせる農民層分布の違いを、研究史を整理しつつ検討し、それによって庄内の農業構造の意味とそこでの賃労働者給源としての零細小作経営の性格をみることにする。

### III. 同族的結合と農民経営の展開（今後の課題として）

第1図は既述のように旧大泉村の2大字であるが、この2大字の特徴を大泉村13大字との対比によってみれば以下のようである。矢馳は250町歩地主木村家<sup>(52)</sup>と40町歩級の地主佐藤家の居村<sup>(53)</sup>であり、この木村、佐藤両地主の自作経営が4町歩以上を耕作する一方で1町未満の小作が大字内小作の半数以上を占めている。白山林は「小作部落と性格づけてよい」大字<sup>(54)</sup>であるが、自小作戸数は小作戸数の倍以上であり、大字の平均耕作規模は39.4反と村内大字中最高である。小作田依存率は78.5%であって、これから自小作大規模経営がかなり展開していたと推定できる。しかもこの大字は藩制期から矢馳の木村家の支配下<sup>(55)</sup>にあり、木村家は白山林の水田の35.6%、農家戸数の61.6%を支配していた<sup>(56)</sup>という。

第1図によると矢馳は全体が明瞭な3集団に分れている。すなわち耕作規模3.5町歩以下で小作田依存率100%の集団A、同4町歩以上で小作田依存率0%の集団B、同4町歩以上を耕作する残りの集団C、である。言うまでもなくAは小作経営、Bは自作経営、Cは自小作経営であり、この「典型的な寡頭支配のヒエラルヒーを明らかに示」<sup>(57)</sup>す分布は、この大字が強い地主的編成に組みこまれていることを物語る。また図中の経営総数28のうち木村姓は12、佐藤姓も12で、この2つでほとんどを占め、しかも耕地を他に貸付けるという地主的性格を持つ11経営（図中の○（マル）と◎（二重マル））のうちで、木村姓の◎が7経営と圧倒的に多く、「身分階層的秩序も……強固であり、木村家の統制は

第 1 図



完全にゆきとどいていた」<sup>(59)</sup>のである。

白山林は、基本的には自小作大規模—小作零細の傾向は看取できるとはいえ、その構成は決して明瞭とはいえず多くの中間的経営が認められる。しかも矢馳のような自作＝地主経営は全くみられず、村内最大の経営規模をもつ阿部家（図中◎印）を含む5戸が耕地を貸していたにすぎない。こうして白山林は木村家を先頭とした地主の支配下にあったとはいえ、必ずしも矢馳のような「典型的な寡頭支配のヒエラルヒー」が貫ぬいていたとはいえず、そのことがまた中間的経営の分布が多く1.5町歩以下の零細経営の分布が遙かに少なくなっていたことにみられるのではないかと考えられる。

ところで、地主的な編成が強い部落についての研究成果によれば、同一部落内においては「すでに成立し一応の経営が可能な家は没落しがたく、といて新しく成立することはきわめて困難」<sup>(60)</sup>といわれる。つまり、階層構成や経営規模がその家の創設時期に深く関係し、しかも新たな家の創設は稀であり、また

新たに創設されたとしてもその経営は一般に零細である<sup>(61)</sup>ということになる。この固定性は、他面からみれば、新たな経営の創設や農業雇傭労働の確保に人為的な統制が働いていることを意味するように思われる。それは例えば、明治11年から昭和30年に至る約80年間で部落戸数の一定化とムラ組織範囲の固定性を多くの部落が保持する傾向にあったとの大場正巳氏の指摘<sup>(62)</sup>を考えあわせると、一層その感を強くするのである。

ではこの場合の「人為的」要因とは何に由来するのか。この問題を考えるひとつの手掛りは、同族的結合の在り方であろう。例を矢馳にとって検討しよう。

矢馳は既述のように28戸のうち木村姓と佐藤姓が各々12戸ではあるが「佐藤家の総本家はすでに没落し、この系統には貧農が多く、有力な地主もあるけれども、同族としては結合が緩み、佐藤家系の農家から、木村家系統の農家へ常傭に出たり、日傭に雇われたりするものが多く、すでに同族的結合は破れたり<sup>(63)</sup>の感が強い」のであるが、木村系の方は「戦前より、特に戦時中には同族関係による労働力確保がこれらの大経営の維持に大きな役割をもった<sup>(64)</sup>」ほかに、同族内で馬買講を組織したり、小学年を卒業した子供を「体が大きくなるまで口減らしのために」九兵衛家に子守りに出す、といったように結合が強かったのである。あるいは、木村系の経営の多くが一方ではそれぞれに貸付け地を所有しつつも、九兵衛家の小作人として結びついているという事実を考えると、木村九兵衛家が木村系の総本家ではないにしても、広大な土地所有を背景として同族的結合の中核となり、個別経営の安定が同族組織体の安定と、さらには木村家の安定と不可分に結びあう強い同族的結合が維持されたと考えられる。

このような同族体のあり方は、いわゆる同族団、すなわち「分家の従属が多分に本家の経済力とその恩恵、例えば、小作地の貸与、正月礼や盆礼又は田植時等における振舞、困窮に際しての金融の融通等を背景としていた<sup>(65)</sup>」わが国農業での同族団の「理想型」の痕跡を濃厚にとどめるものであろう。

これに対して白山林では、阿部系の本家である太郎左衛門家が没落して木村家の総支配人格をつとめ、しかも阿部姓のほとんどが木村家の小作人であっ

た。富樫姓もまた本家が衰退して殆んどが木村家の小作人となっている。このことと阿部、富樫の本家がすでに慶長期まで遡りうることをあわせ考えれば、いずれもより理想型に近い同族団を構成していたものと考えられるが、その場合には本家の没落は同族団をその解体と同族全体の他の同族本家への小作人化との危機に直面させたのであろう。その事態は、同族団を構成する個々の経営がそれぞれ一個の経営体としてその責任において自立化をはからねばならぬことを意味し、同族団を統制し結束させる権威の衰退とともに、一方では自立が不可能なほどの零細経営が少なくなり、他方では多くの中間的経営が展開することになり、第1図にみる如き様相を呈するに至ったのではあるまいか。

このような論理立てにおいて兩大字を検討しなおすとき、この地域で展開した自小作大規模経営と兼業的零細小作経営を編成する特質に着目せざるをえない。今後の研究によってさらに詳細に同族関係の検討をしてゆくことにしたい。

#### 〈付記〉

度重なる資料閲覧を快く許された木村九兵衛氏、多くの御便宜をはかって下さった大橋博氏に厚く感謝したい。また指導教官の佐々木潤之介氏からは、殊に本稿の前半部について多くの御教示を賜った。

(1) 庄内地方は飽海郡、東田川郡、西田川郡の3郡で構成される。

(2) 大正14年で約2.3町歩(『山形県統計書』)。

昭和25年で「庄内平野は約2町という最高の平均規模(北海道をのぞく)を誇示している」(埜遊一『変革期の日本農業』、未来社、1968年、19頁)。

(3) 一般に単作地帯では、耕作規模と経営規模とはほぼ同義である。

(4) 平坦部32町村は以下のとおり。

飽海郡=内郷、南平田、北平田、中平田、上田、本橋、一条、南遊佐、稲川、遊佐。東田川郡=山添、斉、広瀬、渡前、横山、押切、長沼、八栄島、藤島、大和、十六合、八栄里、常万、余目、新堀、栄、広野。西田川郡=大泉、大山、東郷、栄、京田。

32町村の選択基準は以下の文献をみよ。

農林省営農改善資料第14号『山形県庄内平野における農業構造(前編)』、農林

省農業改良局普及部営農改善課，昭和26年，4頁。

- (5) 『山形県統計書』により計算。数値は大正14年から昭和12年の間での概算である。
- (6) 庄内三郡の平均では約17%，山形県の平均で約7～8%である。
- (7) 雇用形態により，年雇，季節雇，日雇等と区別される。
- (8) 例えば戦前期の実地調査として以下の文献をみよ。  
積雪地方農村経済調査所報告第19号『庄内地方米作農村調査』，積雪地方農村経済調査所，昭和12年，16—17頁。  
積雪地方農村経済調査所報告第48号『東北地方農業労働力に関する調査』，積雪地方農村経済調査所，昭和17年，26—29頁。  
東京帝国大学農学部農政学研究室『庄内田所の農業，農村及び生活』，岩波書店，昭和11年，93頁，96頁。
- (9) 主要な論点は農地改革後における農業構造の変化をどう評価するかにあった。たとえば以下をみよ。  
山田盛太郎『日本農業生産力構造』，岩波書店，1960年，「まえがき」および「凡例」など。  
埴遼一，前掲書，「はしがき」。
- (10) 性格をどう規定するかによって，呼称も異なる。本稿では「大規模経営」とした。
- (11) 農業構造分析以外にも多くの成果があるが，本稿では必要な限りで触れるにとどめた。
- (12) 埴氏の議論については，山田盛太郎，前掲書，173—228頁，もみよ。
- (13) 埴遼一，前掲書，16頁。
- (14) 同上書，16頁。なお，14—16頁もみよ。  
なお，山田盛太郎，前掲書，173頁では以下のように述べている。  
「ここでは，旧来の地主層はそのものとしては殆ど全く影をひそめ，それに代って本格的な富農層——家族労働が常備により補足される農民経営——の発展が顕著にみられ，これは改革後の農村において支配的地位をきざぐごとくである。」
- (15) 前掲，農林省営農改善資料第4号，2頁。
- (16) 埴遼一，前掲書，101頁。
- (17) 同上書，23—46頁。山田盛太郎，前掲書，179—194頁をみよ。
- (18) この部分の内容に関し埴氏は明言しないが，3町以上経営層の「半数が小作農および小自作農であった」としている。  
埴遼一，前掲書，18頁。山田盛太郎，前掲書，175頁をみよ。
- (19) 埴遼一，前掲書，32—34頁をみよ。
- (20) 岸英次「庄内平野における旧大規模経営をめぐる若干の問題」，『農業総合研

究』, 第15巻第1号, 昭和36年。

- (21) 同上論文, 226—230頁をみよ。
- (22) 同上論文, 227 頁をみよ。
- (23) 同上論文, 226 頁をみよ。
- (24) 同上論文, 229 頁をみよ。
- (25) 同上論文, 229 頁をみよ。
- (26) 大場正巳「『庄内地方米作農村調査』の問題点」, 『農業総合研究』, 第21巻第3号, 昭和42年。
- (27) 大場正巳「昭和初期農業構造変動の『統計的』考察」, 『農業総合研究』, 第22巻第3号, 昭和43年。
- (28) これらのほかに, 「自小作層及び小作上層に雇傭労働がみられる」ことから, 「小ブルジョワ的發展を内包しうるような事態が部分的に現出している」という規定が幕末維新时期にすでにあてはまるとする見解が, 別の問題視角からではあるが, 出ている。

佐藤誠朗「幕末・維新时期における米作単位地帯の経済的特質について」, 『歴史学研究』, 第289号, 1964年をみよ。
- (29) 具体的には以下をみよ。

安孫子麟「水稻単作地帯における経営規模別階層の分化」, 『東北大学農学研究so彙報』, 第15巻第1号, 1963年, 71頁。

農民教育協会『庄内地帯における農民の諸結合形態に関する考察』, 農民教育協会, 昭和32年, 13頁。
- (30) 栗原百寿『日本農業の基礎構造』(栗原百寿著作集第1巻), 校倉書房, 1974年, 76頁。
- (31) 『山形県統計書』より計算。
- (32) 同上。
- (33) 平坦部32町村のうち, 飽海平坦部平均19.7%, 東田川平坦部平均12.5%, 西田川郡平坦部平均9.1%である。数値は『山形県統計書』による。
- (34) 本稿では区別を明確にするために, 自作兼小作を意味する自小作は単に自小作と表記し, 小自作と小自作に対する意味での自小作には, それぞれ〈小自作〉, 〈自小作〉とカッコを付して表記する。
- (35) 埜遼一, 前掲書, 18頁。
- (36) 岸英次, 前掲論文, 226 頁。
- (37) 中島常雄「明治中期における稲作経営の一事例」, 東京農業大学『農学集報』, 第3巻第3号, 1957年。
- (38) 同上論文, 271 頁。
- (39) 岸英次, 前掲論文, 229 頁。

- (40) 内藤雅夫「戦前における農民分解について」、『宇都宮大学学術報告』、第5巻第2号、昭和38年、22頁、24頁などをみよ。
- (41) 明治22年町村制施行により13村が合併して発足、昭和30年鶴岡市と合併編入。
- (42) 以下旧大泉村の資料は特に断わりのない限り旧役場資料である。
- (43) さしあたり以下をみよ。  
安孫子麟、前掲論文、71頁。  
東京帝国大学農学部農政学研究室、前掲書、44頁、46頁。  
斉藤正一・佐藤誠朗『大山町史』、大山町史刊行委員会、昭和44年、1017頁。
- (44) 第1図Aの小作田依存率0%のうち、◎(二重マル)印の方が木村家である。
- (45) このうちの二戸は経営規模4町歩台、他の二戸も3町歩台という。
- (46) さしあたり以下をみよ。  
安孫子麟、前掲論文、69頁。  
近藤康男『むらの構造』、東京大学出版会、1955年、54頁。
- (47) 以下をみよ。  
東京帝国大学農学部農政学研究室、前掲書、39頁。  
安孫子麟、前掲論文、71頁。  
近藤康男、前掲書、54頁。
- (48) 賃銀形態は雇傭形態(年雇、季節雇、日雇等や賄の有無等)によって異なるが、本来的には現米で支払われていたとみられる。  
東京帝国大学農学部農政学研究室、前掲書、64頁をみよ。
- (49) 埜遼一、前掲書の「小作の大経営」論は、借地形態をとって他人の労働を購入し経営を資本家的に行なういわゆる借地農、あるいは富農を想定していたのではないかと考えられる。このほかには、佐藤誠朗、前掲論文、中島常雄、前掲論文、近藤康男、前掲書、63—64頁などを見よ。
- (50) 労働条件等については次の調査資料に東田川郡藤島村の個別事例が散見するが、一般的に検討した研究はないように思われる。  
農商務省農務局『農業労働者事情概要』、農商務省農務局、大正10年。
- (51) さしあたり以下の文献をみよ。  
斉藤正一・佐藤誠朗、前掲書。  
東京帝国大学農学部農政学研究室、前掲書。  
安孫子麟、前掲論文。
- (52) 木村家の所有規模は、大正13年現在で水田・畑の合計が288.2町歩である。
- (53) 佐藤家は昭和9年で村内に28町歩の小作地を所有し、昭和12年には48町歩を所有している。
- (54) 福武直『日本村落の社会構造』、東京大学出版会、1959年、327頁。
- (55) 菅野則子「水田単作地帯における村と地主」、『日本史研究』、第131号、1973年

一 橋 研 究 第 29 号

をみよ。

(56) 福武直, 前掲書, 324 頁。

(57) 同上書, 326 頁。

(58) 同上書, 328 頁をみよ。

(59) 同上書, 328 頁。

(60) 安孫子麟, 前掲論文, 76頁。

(61) 安孫子麟, 前掲論文, 76頁。

田原音和「庄内一農村における地租改正とその前史的条件」, 『村落社会研究 第八集』, 塙書房, 1972年, 50頁。

(62) 大場正巳『『ムラ』合併と部落戸数の動向』, 『農業総合研究』, 第28巻第3号, 昭和49年, をみよ。

(63) 近藤康男, 前掲書, 59頁。

(64) 同上書, 49頁。

(65) 福武直『日本農村の社会的性格』, 東京大学出版会, 1949年, 25頁。

(66) ききとりによる。

(筆者の住所: 東京都練馬区関町4-甲571 早川荘2-1)